

災害等を考慮した選挙制度の見直しに関する意見書

近年、地球温暖化や過剰な森林伐採等の自然破壊が気象にも多大な影響を及ぼし、わが国の災害は激甚化と頻発化の一途を辿っている。特に、わが国特有の梅雨や台風による出水期には、毎年のように国内各地で甚大な被害が発生し、本市でも、災害発生時や発生の恐れがあるときには災害対策本部等を設置しており、他の多くの市町村も同じ状況にあると思われる。

こうした自然災害が国民の生命や財産に及ぼす危害が深刻な問題であることは論を待たないが、選挙時期に災害が発生した自治体とその住民が直面する問題も、また、看過することはできない。

災害時に自治体及び住民は、応急・復旧活動や水、食料等の確保など緊急対応に忙殺され、将来への不安もあり、選挙に関心を持って慎重に投票先を選定したり、投票に赴いたりすることが困難となる。実際、投票率が大幅に低下した事例が報告されている。また、被害を受けた候補者は十分な選挙活動ができず、災害復旧対策と選挙事務を同時に担う自治体職員の負担は過大となり、いずれにも専念従事できなくなるおそれがあるだけでなく、基本的人権である選挙権が脅かされることになるといっても過言ではない。

さらに、災害時だけではなく、近年の災害級の猛暑下で実施される選挙でも、同様の事態が生じている。

もちろん、現行の選挙制度にも繰り延べ投票制度があり、臨時特例法が制定された事例もあるが、これら災害が発生してからの対応では、本質的な解決にはならないと言わざるを得ない。

よって、住民の選挙権その他の人権を保障するため、災害時の任期延長に関する恒久的制度及び台風、豪雨等の災害が予見される時期や豪雪・猛暑の時期を避ける等、各地域の実情に応じた選挙の実施を可能とする制度も視野に入れ、抜本的な選挙制度改革を行っていただきたいと、強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和5年12月18日

福岡県大野城市議会議員 関 井 利 夫

衆議院議長 殿

参議院議長 殿

内閣総理大臣 殿

内閣官房長官 殿

総務大臣 殿